

市民会館使用料

利用区分	時間区分	午前1回につき 9時から12時まで		午後1回につき 13時から17時まで		夜間1回につき 18時から22時まで		全日 9時から22時まで		
		使用料	冬季使用料	使用料	冬季使用料	使用料	冬季使用料	使用料	冬季使用料	
		円	円	円	円	円	円	円	円	
ホール	大ホール	20,100	22,100	26,700	29,300	26,700	29,300	69,500	77,900	
	中ホール	5,900	6,600	7,900	8,900	7,900	8,900	20,400	23,400	
会議室等	会議室	大会議室	1,700	1,900	2,300	2,600	2,300	2,600	5,900	6,700
		小会議室	1,200	1,400	1,600	1,800	1,600	1,800	4,200	4,800
	和室	1号	1,000	1,100	1,300	1,500	1,300	1,500	3,300	3,700
		2号	400	500	600	700	600	700	1,500	1,700
		3号	600	700	800	900	800	900	2,200	2,500
	サークル活動室	900	1,000	1,200	1,400	1,200	1,400	3,200	3,600	
	木工室	600	700	900	1,000	900	1,000	2,200	2,500	
	視聴覚室	1,100	1,300	1,500	1,700	1,500	1,700	4,000	4,500	
	調理室	1,700	1,900	2,300	2,600	2,300	2,600	5,900	6,700	
	婦人サークル活動室(和室)	800	900	1,100	1,300	1,100	1,300	2,900	3,300	
児童室(洋室)	900	1,000	1,200	1,400	1,200	1,400	3,100	3,500		

備考

- 1 冬季使用料は、11月1日から翌年の4月30日までの期間について適用する。
- 2 営利を目的として利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の25割に相当する額とする。
- 3 この表により難いと認められるときは、市長が別に定める。
- 4 大ホールの利用区分は、控室（1号、2号）及びシャワー室を含むものとする。
- 5 練習又は準備のため、大ホールのステージのみを利用する場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料の3割に相当する額とする。

結婚祝賀会の会場として中ホール等を利用する場合の使用料

目的	利用する室	1回の使用料
祝賀会場	中ホール	35,000円
準備室	婦人サークル活動室（和室）	
	児童室（洋室）	

備考

- 1 使用料には、附属設備及び備付備品の料金を含むものとする。
- 2 利用時間区分は、10時から16時まで及び16時から22時までとする。

(利用時間延長等の使用料)

利用時間を延長する場合又は利用時間に属しない時間に利用する場合の使用料及び備品等料金は、1時間につき所定額の2.5割に相当する額とする。この場合において、利用時間区分に属しない時間についてはそれぞれ次の区分に属するものとみなす。

利用する時間	所属区分
12時から13時まで	午後
17時から18時まで	夜間